

遠野市ため池ハザードマップ【松崎町版】

製作・問い合わせ先
遠野市環境整備部建設課 〒028-0592 岩手県遠野市中央通9-1 電話:0198-62-2111 / FAX:0198-60-1580

遠野市ため池ハザードマップについて

- この地図は、大雨等により、万一、ため池が決壊する恐れがある場合の備えとして、安全な避難行動に役立てるための情報を提供する目的で作成しました。
- この地図に表示しているため池浸水想定区域は、ため池の貯水量が満水の状態では、想定した場合を想定して計算した結果から、各ため池の最大の浸水範囲を求めた上で、各ため池の浸水範囲を重ね合わせ、最も深くなる浸水深を表示したものです。
- 実際の浸水範囲や浸水の深さは、ため池の貯水量、堤体の被害の程度、周辺の土地利用状況等により異なる可能性があります。

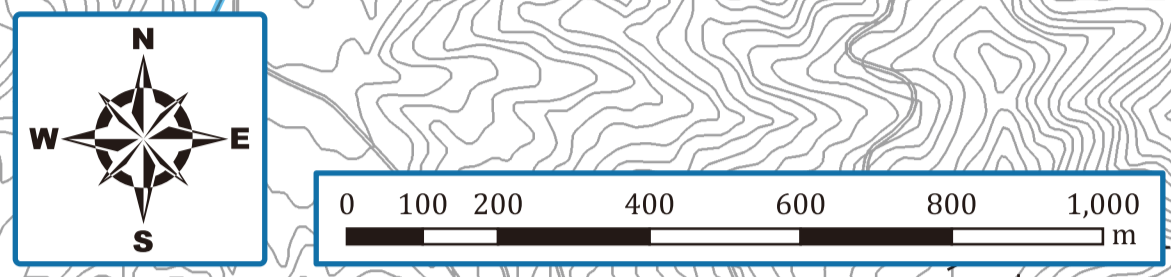
令和4年4月 遠野市

凡例

	指定緊急避難場所兼指定避難所 (土砂・浸水時使用不可)
	指定緊急避難場所 (土砂・浸水時使用不可)
	指定避難所 (土砂・浸水時使用不可)
	要配慮者利用施設
	病院
	消防屯所
	防災資機材倉庫・水防倉庫

	ため池浸水想定区域 (Predicted inundation area)
	0.0m~0.5m未満
	0.5m~3.0m未満
	3.0m~5.0m未満
	5.0m~10.0m未満
	10.0m~20.0m未満
	20.0m以上

	急傾斜地危険エリア
	土石流危険エリア



ため池の役割

ため池は、雨が少なく、大きな河川から離れた地域等で、農業用水を確保するために、水を貯めておく人工的な池のことです。

水辺空間の形成 都市化の進行や開発によって緑や水辺空間が減少する中、水に親しむことのできる場所を提供しています。	農業用水としての役割 雨が少ない地域では、古くから農業用水をため池に貯め、利用しています。	防災としての役割 適切に管理することにより、大雨時の洪水調節や、火災時の防火用水としての役割があります。
--	---	--

こんなときは要注意!

大雨のとき ●大雨のとき、ため池の水位が上昇し堤防を越えた水の勢いによって堤防が決壊され、決壊する可能性があります。 ●竹や流水が洪水性の断面を開塞させると、堤防を越流しやすくなり、浸食・崩壊の危険性は、一層高くなります。	大地震のとき ●大地震のときに、ため池の堤防が異常な力を受け亀裂が生じたり、地盤の液状化により決壊する危険性があります。 ●比較的小さな地震でも、堤防の内部に生じた亀裂などにより強度が低下し、水圧に耐えきれず決壊に到ることがあるので注意が必要です。
--	---

避難情報の内容・解説

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	とるべき行動
5	緊急安全確保	すでに安全な避難所が確保できず、命が危険な状況。 警戒レベル4までに必ず避難!	命の危険直ちに安全確保! 口含している場合は、可能な限り安全な場所へたどりに移動しましょう。 指定緊急避難場所への移動が命に危険を及ぼしかねない状況の場合は、「近くの安全な場所」へ避難しましょう。 口外出がかえって命に危険を及ぼしかねない状況の場合は、「屋内安全確保」を行いましょう。
4	避難指示	過去に発生した重大な災害に匹敵する状況。	危険な場所から全員避難 口含している場合は、可能な限り安全な場所へたどりに移動しましょう。 口外出がかえって命に危険を及ぼしかねない状況の場合は、「屋内安全確保」を行いましょう。
3	高齢者等避難	災害の発生が予想される気象情報が発せられている状況。	危険な場所から高齢者等は避難 口含している場合は、可能な限り安全な場所へたどりに移動しましょう。 口外出がかえって命に危険を及ぼしかねない状況の場合は、「屋内安全確保」を行いましょう。

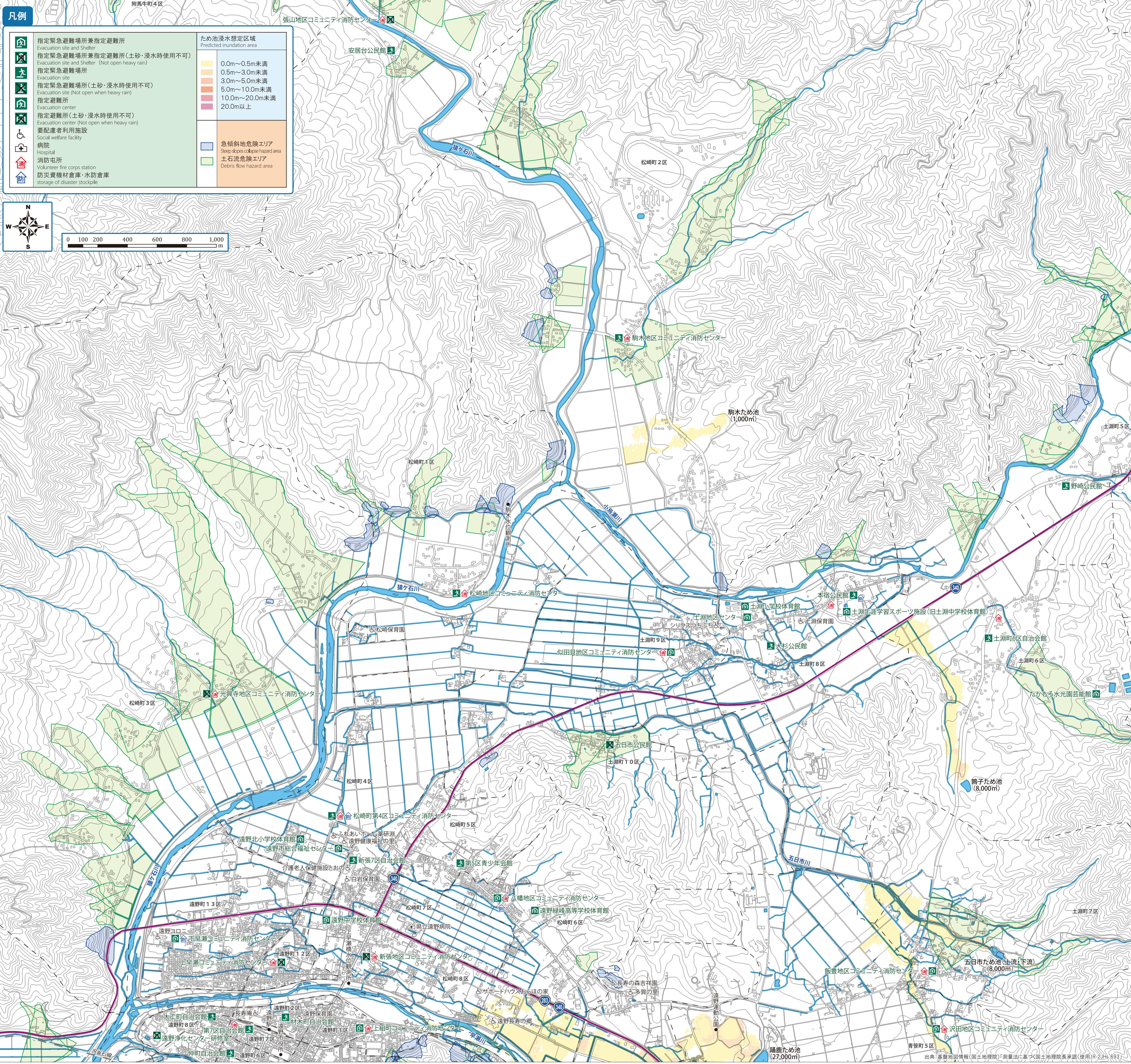
浸水深の目安

5.0~10.0m未満	2階以上が浸水 ・水が強い場合には、木造家屋が倒壊する危険がある。
3.0~5.0m未満	3.0m以上の浸水
0.5~3.0m未満	0.5m~3.0mの浸水 ・床上浸水~2階の床下まで浸水 ・水が強い場合には、木造家屋が倒壊する危険がある。 ・強い水流の中を歩くことは危険
0.5m未満	0.5m未満の浸水 ・床下浸水 ・大人のひざ下程度 ・浸水の深さが膝上になると歩行は危険

防災メモ

緊急連絡先・電話番号	遠野市役所 62-2111 宮守総合支所 67-2111 遠野市消防本部 62-2119 遠野警察署 62-0110 遠野テレビ 63-1711 遠野病院 62-2222
その他・メモ	
防災情報の入手先	北上川ダム統管リアルタイム情報 (携帯電話) 北上川ダム統管リアルタイム情報 (スマートフォン) 遠野テレビ (雨量) いわて防災情報ポータル 盛岡気象台HP

※ 家族の職場や携帯電話など、必要と思われる電話番号は「その他・メモ」の欄に記入しましょう。



出典: 基礎地図情報(国土地理院)「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R-20H-693